

# 經濟論叢

第十一卷 第三號

---

日本におけるメキシコドルの流入とその功罪 (→)	
.....小野 一 郎	1
アメリカの証券金融	.....鎌 倉 昇 18
平衡力理論批判	.....吉 沢 栄 蔵 34
インドに対する社会主義諸国の經濟協力	
.....西 河 照 雄	53

---

昭和三十三年三月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 日本におけるメキシコドルの 流入とその功罪 (一)

小野 一 郎

## 目 次

- は し が き
- 一 洋銀 (メキシコドル)
- 二 開港と洋銀の流入 (以上本号)
- 三 金貨の流出
- 四 幣制の改革
- 五 洋銀相場の問題
- む す び

わが国における近代的貨幣制度の成立はその第一の指標として端初を本位貨の確定にみいだすのであるが、その成立の契機は、すでに、幕末開国にともなう洋銀の流入・幕藩体制下の貨幣制度との接触それ自体のなかにあたえられてゐる。

貨幣制度の展開過程それ自体に関するかぎり、洋銀のあたえた影響は決定的なものであり、わが国における近代の貨幣制度への転化の基軸・規準をなすものであった。そして、この過程、つまり洋銀との接触・対応の中に、爾余の東亜の諸国と一面において共通しつつ、他面においてことなるわが国幣制の特質の一つが刻印されているのである。

洋銀とわが国幣制との関連は、もちろん、幕末開国より明治四年の幣制改革(本位貨確定)に終るのではない。それはその終局を明治三十年の金本位制の成立に見出すわが国の近代的貨幣制度成立にいたるまで、そのすべての過程において深い関連をもっているのである。けれどもこのことは本稿の範囲外におかれる。ここでは、幕末開港にはじまる洋銀流入とそれに対する幕藩体制下の幣制との接触・その変化、つまり近代的幣制への移行の端初をとりあつかうことにする。問題はつねにその始源において宿っている!

わが国幣制の特質・展開を国際的関連において、把握すること——それは同時に円の国際的位置、いいかえれば国際通貨体制に占める円の位置・特質を検出することでもある——そのことをまず産業資本の成立期において確定すること、それは国際通貨体制における東亜の位置を検出することを目的とする研究<sup>1)</sup>とともに、わたくしの最近のテーマとなっているものであるが、<sup>2)</sup>本稿はその序説をなす。

(1) その研究の一端はすでに「東亜におけるメキシコドルをめぐる角逐とその終末」(一九五七年十月アジア政経学会での報告)において発表した。

(2) それについては近く刊行される松井清編 近代日本貿易史研究第一巻所収の拙稿を参照されたい。

## 一 洋銀 (メキシコドル)

洋銀流入の過程と意義にふれるまえに、まず洋銀 (メキシコドル Mexican Dollar) について簡単にふれておこう。当時、東亜における貿易通貨は國際的通貨として支配的地位を保持していたのはメキシコドル (墨銀) であつた。

メキシコドルの鑄造開始は一五三五年、当時スペイン領メキシコにおいて、スペイン王チャールス一世が自國の範のつとり、造幣局を設け鑄造を開始せしめたときにはじまっている。爾來二十世紀の初頭にいたるまで鑄造されたメキシコドルは三十五億四千八百万ドル (一五三七—一九〇三年まで) に上つた。それはメキシコ輸出額の過半を占め、南北米兩大陸はもとよりフィリッピン (スペイン)、海峽植民地 (イギリス)、フランス領インドシナ、中国など東亞各地に流入し、貿易通貨として使用され、十六世紀以來數世紀の長期間にわたつて、國際通貨の役割を果したのであつた。さらにそれは國內流通にまで浸透したのである。スペインが自國の幣制に則つて、銀貨を鑄造させたのはメキシコだけにかぎられたわけがなく、その他の植民地であつたポリヴィア、ペルーといった銀産地においても同様であつたけれども、メキシコ産銀の位置は圧倒的であり、とくに、東洋と西洋との經濟交渉において、いにかえれば、西方東漸の貨幣的荷手として利用されたのは主としてメキシコドルであつた。

ところでメキシコドルがこのように長期にわたつて利用された原因は何であつたか。

それは、まず、十六世紀におけるスペインの國際經濟上の地位をバックとするものであつたことはいうまでもないが、またメキシコが世界最大の銀産國であつたことにも起因するものであつた。

第二に、メキシコドルの品位・量目が長期にわたつて安定していたことがあげられる。およそ四百年の間にその内容の低下はわずかに五・九%にすぎなかつた<sup>5)</sup>。メキシコが独立し(一八二一年)、一八二三年の布告により貨幣の様式を改めたが内容はスペイン統治時代とかわらず、ただ面背の図形文字を改めただけであつた。それゆゑ、旧メキシコドルとスペインドルから新メキシコドルへの推移ははじめの間、貿易通貨としての流通において若干の割引をまぬがれることはできなかつたけれども<sup>6)</sup>、それによつてただちに流通上影響をうけることなしに、標準貨幣としての地位を保持しえたのである。

第三に、当時における、東亜諸地域の貨幣制度・信用制度が未確立・未発達であつたことがあげられる(それは同時に造幣技術の未発達を意味する)。当時、なお大部分不安定な商品貨幣ないし秤量貨幣にとどまつていたこれらの地域において、各個の内容(品位・量目)のほぼ安定・確定した(造幣局の相違により若干の相違をもつていたとはいへ)メキシコドルを利用する以外に国際取引の手段は存在しなかつたし、品位・量目の確定それ自体からてくる試金・秤量・出納など貨幣取扱ひ手数料の節約、価値の貯蔵という利点からいつても、メキシコドルの利用ということとは大きな便宜をあたえるものであつた(それゆゑにこそ国内流通においてさえ、使用されたのである)。この段階において為替取引のごときはほとんど局部的にしか、利用の余地はなかつたのである。

さらに第四に、これら地域の幣制の未確立、未発達に表現される生産力の低位、市場の狭少性、つまり社会的分業の未発達に国際分業規模『貿易規模そのものを制約し、そのことが上記の理由とあいまって、金に比して低価なる銀現金通貨たるメキシコドルの利用をオプテマムな状態においたのであつた。いいかえれば、銀現金通貨としてのメキシコドルはこのような貿易規模の低位それ自体に適應していたのである。

第五に東洋とヨーロッパにおける金銀比価の問題が考慮されねばなるまい。イギリスの造幣局長アイザック・ニュートン (I. Newton) の報告 (*Representation to the Lords of the Treasury*, 1717) は金銀比価はヨーロッパにおいて一対十四ないし十五であるのに、中国および日本ではその比は一対九ないし十であり、インドにおいて一対十二であり、そしてこれがため、銀はすべてヨーロッパから運び去られるのであるとのべている。(A. Smith, *Wealth of Nations*, 1776, ed. E. Cannan, vol. I, p. 207. 大内兵衛訳 第一分冊三九四ページ) これら銀の主要供給地がさきへのべた南北アメリカ (メキシコ・ペルー・ポリヴィアなど) であつたことは指摘するまでもあるまい。メキシコドル東漸の系路は一つにはスペイン領フィリッピンを経て中国その他に流れる経路と、いまひとつ、上に述べたところからも推察されるようにヨーロッパを経由する経路が存在した。アレキサンダー・フォン・フンボルト (A. v. Humboldt) は十八世紀後半において、スペイン植民地たる南米両アメリカよりヨーロッパに輸送される貴金属金銀 (主として銀) のうちヨーロッパに残留する額はその半ばにみだず、のこりはすべて東亜に向うことを指摘している。(田中幸一郎「墨銀考補遺」同氏論文集五四ページ) 上記したニュートンの指摘は銀の東漸、同時にまたメキシコドルの東漸の起動動機に関するかぎり重要である。そしてまたこのような比価の存在は一面においてメキシコドルを商品取引の目的に使用するのみでなく、他面この比価を利用するヨーロッパへの金の吸収という貨幣投機取引に利用せしめるものでもあつた。

しかし、このヨーロッパと東洋における金銀比價格差の問題を一面的に単線的に重視・評価することは誤りであろう。貨幣投機取引 (比價格差を利用する) は逆にこの比價格差の中を貨幣輸送費に規制される限界へと近づけたにちがいないからである。ニコラス・メエゲンズ (N. Megens) は一七三二年までは非常に巨額の銀が金をとつてく

るために中国に運ばれたので、中国での金の価格が上つてその地に銀を送ることが有利でなくなつたとのべ (A. Smith, *op. cit.*, p. 297. 邦訳第一分冊三九四ページ)、アダム・スミスも今日ではインドにおいてはヨーロッパとほぼ等しく、中国では一对十ないし十二となつたとのべている。(Ibid., p. 211. 邦訳第一分冊四〇一〜四〇二ページ)重要なのは、金銀比価のヨーロッパと東洋における比価格差の縮小にもかかわらず、この金銀比価そのものが、比較的安定して維持されたことである。つまり彼我比価格差の存在が銀の流入と生産をうながし、同時に格差を縮少せしめつつ、金銀比価そのものを安定せしめたということがそれである(ヨーロッパを頂点とするその体系においてはあがある)。たとえばヨーロッパの金銀比価はほぼ一六〇一〜二〇年一对十二・二五、一六二二〜四〇年十四・〇〇、一六四一〜六〇年十四・五〇、一六六一〜一八八〇年十五・〇〇と安定している。(A. Del Mar, *History of Monetary System*, p. 71.)もし両者の関係が銀価値の加速的低落によつて変動するような事態の発生をみるならば、銀は、したがつて基本的にはそれに規定されるメキシコドルは、遅かれ早かれ国際通貨たる地位から排除されたにちがいないからである。

そして最後に、いま一つの要因、つまりなぜ他の銀貨がメキシコドルに代りえなかつたかということが指摘されねばならないだろう。それは、そもそも量的にメキシコドルにかわりうる困難さと共に以上にのべた諸原因にもとづくメキシコドルの利用の一般化・それにもとづく使用慣習の成立が、メキシコドル以外の新規な銀貨の流通を排除したことに寄因するものといえるだろう。そしてまたこのことの中に、メキシコドルがその本来有する地金価値以上に評価される傾向をもつ原因が存在したのである。それは東亜における支配的国際通貨＝世界貨幣という特殊な性格の故に、つまりその場合にはメキシコドルはメキシコドル鑄貨という「模様と刻印」によつて、本来世界貨

幣が、世界市場の内部において無差別な地金形態に復帰するという原理からはみ出すところの一種の特殊な国際通貨として世界貨幣たりえたからである。

東亜におけるメキシコドルの流入と定着はおよそ以上の原因にもとづくものといえよう。

この点に關し、従来の支配的な見解は、もっぱら東西両洋における比價格差のみによって流入を説明する（前掲 ニュートン、スマイスにみられる見解がそれである、同じことは田中論文においても示されている）に終るか、あるいは、スペインの当時世界經濟における指導的立場とメキシコ銀産の豊富さとメキシコドルの内容の安定性に着目して、その流入と定着を説明する（A. P. Andrew, "The End of the Mexican Dollar", *Quarterly Journal of Economics* May, 1904. にみられる見解がそれである。なお、鬼頭仁三郎教授もその未発表の遺稿「東亜におけるメキシコドルの終焉」〔これについてはいづれ別の機会にふれる——なおこの文献は教授の著作目録からもおちておく〕において全く同様の見解を示されている）に終っている。しかし、それだけで、メキシコドルの流入と定着を説明するのは、あまりにも、単純にすぎるのであろう。格差は貨幣取引の介入によって、他の事情に変化なきかぎり、縮少する。またスペインの指導的地位はすでに十六世紀後半より動揺する。豊富さだけをとり上げるならば、ペルー、ボリヴィアにも豊富な銀産がみられる。安定性をとり上げるならば、少くとも一七一七年の幣制改革以後のポンド金貨が一層精密な造幣技術によって安定性を保持し、存在しているといわねばなるまい。メキシコドルの流通と定着の理由はすでにこのべたようにはるかに多面的であり、かつ相互に連環された要因によって支えられているのである。

東亜の貨幣史において、メキシコドルが重視されなければならないのは、もちろん、たんに、メキシコドルの流通が広範かつ長期にわたっていたからではない。それは東亜各国の貨幣制度が旧来の貨幣制度の改編を、最初はと



んど例外なくこのメキシコドルを模倣として行うことを余儀なくされたからである。わが国もまたその例外ではなかつた。そしてこのメキシコドルが一般的にわが国において洋銀と呼ばれたのである。(当時わが国では洋銀・墨銀・ドル銀、またたんにドルラトルもいった)

(1) A. P. Andrew, *op. cit.*, p. 356. なおこの鋳造額を独立前後に分けるとつぎのとおりである。(単位百万ドル=ペソ)

植民地時代 (一五三七—一八二一年) 二〇八二  
 独立以後 (一八二一—一九〇三年) 一四六六  
 合 計 (一五三七—一九〇三年) 三五四八

(2) 十九世紀の後半八〇年代にいたるまで、銀は事実上ほとんど唯一のメキシコ輸出品であり、その輸出銀のうち銀鋳貨の占める割合については初期については記録はないが一八七二—七三年の割合が九三%に上っているとこからして、(A. P. Andrew, *op. cit.*, p. 326) また銀地金に対して鋳貨が打歩をもったことからしても、鋳貨形態の輸出が大部分を占めたことがうかがわれる。もっともこの割合は八〇年代から次第に減少するがこの理由については別の機会にゆづる。

(3) 世界産銀 (一四九三—一八五〇年) に占めるメキシコの位置はつぎのとおりである。(単位キログラム)

メキシコ 六三、六五七、〇〇〇 (四二%)  
 ポリヴィア 三五、〇六四、〇〇〇 (二二%)  
 ベルー 二九、四三二、〇〇〇 (一九%)  
 以上三國計 一二八、一五三、〇〇〇 (八四%)

世界総産出額 一四九、八二六、〇〇〇 (一〇〇%)

(A. P. Andrew, *op. cit.*, p. 323. ゼネトヴツアの推計より算出)

(4) スペインドルはメキシコだけでなく南米(ペルー、ポリヴィアなど)の旧スペイン植民地銀産国において、また本國でも鋳造されその合計はメキシコドルを含めて五十億ドル以上に上るといわれるが、三十五億ドルに上るメキシコドルの地位は圧倒的である。それは一つには南米大陸の主要銀産地であるペルー、ポリヴィアなどにおいて悪鋳が行われたこと、また独立後メ

キシコトもがって、フランスの五フラン銀貨に倣って銀貨を鋳造したことにともよつてゐる。(E. Kann, *The Currencies of China*, 1926, p. 298. 宮下忠雄訳(ただし邦訳は第三版によるもの)二四二ページ、田中前掲論文集五六二ページ)

(5) 旧メキシコドルつまりスペインドルの内容の変更は二回行われたのみである。すなわち一七二八年に品位が九三〇・五から九一六・六に、翌日が一・五%引下げられた。一七七二年、品位がさらに九〇二・七に引下げられたが翌日は変更されなかった。これが独立後メキシコドルの標準として引きつがれたのである。(R. Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, 1893, p. 392.) もともとこのことはスペインドルまたメキシコドルがすべて同一性均一性をもつたことを意味するものでなく、流通内部での磨損をこうむらなかつたというわけでもなく。これについては R. Chalmers, *ibid.*, p. 393. E. Kann, *op. cit.*, p. 313. 内田勝司「支那為替論十一ページなどを参照。

(6) 田中前掲論文集四八二ページ、なお E. Kann, *op. cit.*, p. 311 et. seq. 邦訳二六二ページ以下を参照。なお中国においては、新メキシコドルがスペインドルに旧メキシコドルに完全に駆換を完成するのは、ほぼ一八五六年頃とされる(Kann, *op. cit.*, p. 297.)

(7) これについては小竹丈夫「近世支那経済史研究所収「明清時代における外国銀の流入」を見よ。

## 二 開港と洋銀の流入

開港とともに始まる洋銀問題の発生の根元は、なによりもまず、その方式を規定した一八五八年(安政五年)の日米通商条約の中にみいだされる。

その後ほかの諸外国との通商条約の基準となつたこの条約における通貨条項(第五条)はつぎのとおりであつた。

- (1) すべて外国貨幣は日本において流通し、しかして同種の日本貨幣の同量に対して通用する。(外国貨幣の国内自由流通・同種同量通用規定(筆者以下同じ))

(2) 両国人が相互に支払をなすにあたり、外国貨幣または日本貨幣を自由に使用することができる。(外国貨幣の国内自由支払規定)

(3) 日本人が外国貨幣を知悉するにいたるまでには、若干の時日を要するであろうから、日本政府は各港開港後

## メキシコドルの内訳

(各1ドル当り一金銜)(1862—文久2年)

造幣局 標識	重量 (グレイン)	品位 (千分比)	純量 (グレイン)
Zs	416.40	899~903	374.34~376.01
Pi	416.88	896~898	373.52~374.36
Mo	416.88	898~908	374.36~378.53
G	416.64	898~903	374.14~376.23
Ga	417.12	902~907	376.24~378.33
Ca	416.64	902~907	375.81~377.89
Do	415.92	901~905	374.74~376.41
平均	416.64 (0.868オンス)	902.5	376.02 (0.783オンス)

(注) G. Arbuthnot, *Reports on Japanese Currency* (高橋順一「幕末貨幣問題に関する若干の資料(上)」史学17巻2号所収)に記載されたモカッタ、ゴールツミット商会 (Messrs. Mocatta and Goldsmid) 覚書 (1862年12月20日) によりグレインに換算せるもの。ただし平均は傷まないドルの平均である。なお、表に記載のメキシコドルは、ほぼこの覚書年次に近い時期のそれである。

一ヶ年間、米国人に対しその貨幣と交換に同量の日本貨幣を供給し、改鑄費は徴収しない。(期限付ではあるが改鑄費なし改鑄期間なしの即時自由鑄造交換規定)

(4) 内外各種の貨幣(日本の銅貨をのぞく)ならびに鑄造しない外国金銀は日本より輸出することができる。(地金・鑄貨の自由輸出規定)

なお条約に付属した貿易章程には、金銀貨および金銀の輸入・日本金銀貨幣の輸出は無税であることが規定されている。(自由輸入規定)

外国貨幣をそのまま国内において通用させようとするこの条約規定が変則的なものであり、平等の關係を示すものでないことは明白であるが、問題はさらに同種同量交換規定そのもののなかに存在した。

同種同量交換を規定された内外貨幣とは主として洋銀と一分銀の交換を念頭に置いたものであった。

洋銀はその鑄造地、鑄造年代によつて様式、品位、量目を異にしたが、一ドル当り平均重量〇・八六八オンス（品位千分の九〇・二・五）であり（前頁表参照）、これはわが国の單位に直して約七・二匁であった。（ただしこのドル平均重量は傷まないドルの平均重量である。極東における實際の流通メキシコドルの平均重量品位はこれより低く、重量四一六・五グレイン純量三七四グレインといわれる。E. Kaun, *op. cit.*, p. 313. 邦訳二六六ページ）

これに対して一分銀（古一分銀）は品位千分の九八八・六であり、洋銀に比べて良質であったが、品位に関係のない同種同量通用・交換規定により、洋銀百個が一分銀三百一十個と等置されることとなった。ただしのちにみるように、一般通用においては一ドル $\parallel$ 三分、幕府が外国側の要求に応じて洋銀と一分銀の交換を行う場合は洋銀百個 $\parallel$ 一分銀三百一十個とされた。

それゆゑ同種同量交換そのものの中にすでに八・九%の不等価交換が内在せしめられていたのであり、さらに一分銀は千分の二・一の金を含んでおり、かつ洋銀の平均品位が一層劣悪であることを考えれば、不等価の中は拡大することになる。

けれども、問題の重点は銀貨対銀貨の交換そのものにあつたわけではない。それは一分銀が金貨に対する補助貨つまり定位貨幣の位置におかれており、その四倍すなわち四分が一兩と等価関係におかれていたこと。同じことであるが銀一分判 $\parallel$ 金一分判におかれていたことであつた。いかえれば洋銀が、金貨に対する補助貨として、実質価値よりも相対的に高い価値を付与されていた一分銀と等価（相互の重量において）におかれたというおどろくべき矛盾のなかに存在した。つまり本来地金として評価さるべき外国貨幣が、そのまま補助貨に転化するという矛盾。

当時世界における金銀比価はほぼ一對十五であるのに対して、わが国の場合、金貨(一兩判)と補助貨幣である銀貨(一分銀)との間における四分(天保一分銀) || 一兩(同一兩判)の関係からみちびかれる金銀比価は一對四・六五であつた。(補助貨についてその含有量による比価算定ということ自体本来変則的なことであるがこの場合は必須となる)

〔当時わが国に自由な金銀地金市場が存在したわけではない。金銀山の経営は幕末の独占に帰し、かつ銅銭貨をのぞき、鑄造権を掌握していたからである。しかし幕府決定の地金銀双替 || 買上価格(双替とは通用銀と異なる銀又は金を銀目 || 通用銀・一兩 || 六〇匁建で表示すること)からみた金銀比価は一對十であり、また金貨一兩と秤量貨幣たる小額銀貨(通用銀 || 丁銀・豆板銀)との市場相場から換算した金銀比価も大体一對十内外であつた(幕末外国関係文書二十一卷八四三ページ、貨幣制度調査会報告所載慶長六年(一六〇一年)以降本邦金銀比較表による)。なお遠藤佐々喜氏は「幕末における金貨流出問題の再検討(二)」(史学雑誌四十二編七号)において、種々なる金銀比価算定を批判し、結局、通貨の潰し、値段すなわち下金しなかねとしての買入値段による算定を正当なるものとしておられるが、これは全く誤つてゐる。氏はこれを地金価格と考へられているが、古金銀潰し値段は決して地金価格でないからである。このことは全く皮肉にも、氏が正当性を主張される論証そのものによつて論証されている。さらに一層適切なる比価決定資料として外国金銀の双替 || 換算率をもつてこられるが、この外国金貨の双替というのは何も地金の双替価格ではなく、たんに外国金銀貨の一定重量をわが国の通用銀に換算するもので地金価格ではない。だからそれをそのままつかつて、金銀比価を算定するということは品位純量を無視した全くの誤りなのである。たとへば氏は安政四年八月の日本、オランダ追加条約第十二条但書に「但、金銀錢は、一ギユルデンに付日本銀に直し六匁二分五厘之相場をもつて仕払へき事」(傍点は遠藤氏)を引用して「和蘭の金銭及銀錢の一ギユルデンを六匁二分五厘と相場を定めたる

ことは正しく彼我の金銀比価、一對六・二五と解釈できる」(傍点は遠藤氏前掲論文)としておられるが、錯誤も甚しいといわねばならない。これは氏がわざわざ傍点を付されたようにたんにオランダ金銀銭の一ギエルデンに付日本の通用銀六匁二分五厘に換算するというだけで、つまりいま洋銀一個が二ギエルデン半に等しいとすれば(一八五七年・安政四年九月日露条約第十二条取極による)、通用銀十五匁六分一厘とかえる(6.25×2.5=15.615)というだけのことだ、この交換比率をただちに金銀比価にもつてくるにいたっては、氏における金銀比価とは一体何かといわざるをえない。ここには金貨、銀貨の等価関係を基礎にした比価算定もなく、いわんや地金価格からする金銀比価の痕跡もみえない。この遠藤氏の論文はかつて高橋礪一氏によって「現在これ以上の結論を求めることは甚だ難事と認められる」(高橋前掲論文上)とまで評価されたものであり、かつわたくしのしるべきり、この部分については反論がなされていなかったので念のため一言しておく。]

それゆえ、この内外比価差を利用した投機取引が行われることは明白なことであった。この場合もし取引が円滯に行われるとすれば、それはただちに投下元本に対して二百%の利潤を保証することになるからである。

この点について石井孝教授は、この貨幣条項を生みだした原因を「幕府当局の貨幣の本質についての無理解——貨幣の価値は権力によって付与されるという貨幣についての封建的観念がそれを理解させなかった——に胚胎する」ものであり、「幕府側の非科学的な、混迷をきわめた貨幣理論が、貨幣をどこまでも価値の結晶体として国際間に通用させようとする彼(アメリカ領事ハリー・小野)の科学的な貨幣理論に屈伏するほかなかった」(傍点は小野)からであるときれ、さらに同種同量交換について「貨幣は、世界貨幣としてはその国家的衣裳を脱ぎすてて、金属そのものにかえり、同一価値量金属が相互に通用するとの原則からすれば、その条項はなお精密性を欠くところ

があつたといえ(しかもその精密性の欠如は幕府の態度による)ともかく同種同量の原則が貫徹されたことは国際的貨幣流通の部に幕府の恣意性を排除する原則をうちたてた意味で「大進歩であつた」(社会経済史学十八卷四号所収「幕末開港後における貨幣問題」)とされている。マルクスの世界貨幣論を援用して展開されたこの教授の評価は正当であらうか。

貨幣が世界貨幣として、その国家的衣裳を脱ぎすてて金属 $\parallel$ 地金そのものに返えるとしても、そのことはかかる世界貨幣 $\parallel$ 地金形態が他国の国内貨幣 $\parallel$ 補助貨 $\parallel$ 定位貨幣に等量交換 $\parallel$ 自由鑄造を要求しうるものではないことは中すまでもない。(マルクスもそんなことは決まっていた)

それゆえに、同じく自由貿易を主張する点においてT・ハリス(T. Harris)と一致しつつも、当時世界におけるもつとも進んだ貨幣制度をもつていたイギリスの領事R・オールコック(のち公使)がのちにこの貨幣条項(同種同量交換と外国鑄貨の国内流通という)を「ヨーロッパ諸列強間の通商の国際的原則からすれば変則的であり、かつその本質において誤つた不道德なもの」(R. Alcock, *The Capital of the Tycoon*, 1877, Vol. II, p. 350.)と述べ、また同じく日本通貨に関するすぐれた報告書を書いたG・アーンズワースも「かような契約が二欧州国民の場合に存在するならば、国際間の道義に反していることは明瞭である」(高橋前掲論文上)とのべ、またイギリス領事ウインチェスターも「外国貨幣は、例えばドル(洋銀 $\parallel$ メキシコドル $\parallel$ 小野)の如きは、日本に於いて地銀として以外に何等の特質あるものとも一般に考へられ得ない」(高橋前掲論文下 史学十八卷一号)と指摘しているのである。<sup>1)</sup>

だからハリスの科学的貨幣論の勝利を云々し、それをもつて一大進歩とすることは誤つていといわねばならぬ。むしろこの貨幣条項には安政条約における貿易条項その他と同じく、日本の半植民地・従属的な立場が刻印さ

れていたのである。

安政五年六月（一八五八年七月）の日米通商条約の締結以後、条約で約束された開港（一八五九年七月一日・安政六年六月二日）直前にいたるまで、幕府の貨幣政策は、この金銀比価格差より生ずる金流出の防止、つまり格差矯正のための積極的な対策を打出しえなかった。

開港直前つまり安政六年五月にいたって、幕府が最終的に実施しようとした対策は所謂新二朱銀の鑄造であった。すなわち、五月幕府は新小判、および一分判つまり従来<sup>1)</sup>の天保小判、一分判と品位は同一であるが、量目の小なる金貨の発行（小判三匁二・四匁 一分判〇・七五匁〇・六匁）と洋銀との交換用にもっぱら用いることを意図した新二朱銀の発行を決定し、六月開港と同時に通用させることにきめた。新二朱銀は品位銀千分の八四七・六、金〇・四で従来<sup>2)</sup>の一分銀（天保一分銀これを古一分銀という）の品位 銀千分の九九八・六、金二・一に劣るが量目は三匁六分でその二個は七・二匁であった。（一朱銀二個＝一分、四分＝一匁）

つまり、同種同量交換規定により、新二朱銀二個をもって洋銀一ドル（七・二匁）に当て、さきの一ドル三分替の不利を補正し、従来幕府が主張してきた一ドル一分替<sup>3)</sup>を行うことを狙った点にこの改鑄政策の最大のポイントがおかれていたのであった。（新二朱銀二個七・二匁＝洋銀一ドル七・二匁＝一分銀一個二・三匁、新二朱銀八個＝洋銀四ドル＝新小判一両、この後者の等式よりみちびかれる金銀比価一対十七・二）

しかしこの洋銀価値を一挙に三分の一に切り下げる幕府の対策は諸外国の反対の前に頓挫せしめられた。かれらは洋銀価値が三分の一に引下げられるのを黙許してはいなかった。かれらは条約締結当時の一ドル＝三分の等価関係を幕府が何ら当約各国と協議することなく、自己の権力をもって一方的に変更したことの不当なることを抗議し、



条約違反の名において新二朱銀の発行を停止せしめたのである。

これによつて幕府は爾後における幣制改革の自主制を拘束され、かれらの同意なしには幣制の改革は不可能とされた。つまり改革はかれらの指導下においてのみ許可・実施されることとなつたのである。

新二朱銀鑄造は失敗に帰し、わずか二十三日にしてふたたび一分銀三個をもつて洋銀一ドル（七匁二分以上のものにつき）に対用すべきことを布告した。ただし一般通用において便宜上一ドル三分であるが、（この場合七・二匁の洋銀が六・九匁の三分と交換となる。この場合でも純量において金を除外しても六%の損失となる）幕府が外国の要求による交換を行う場合は、条約の規定により洋銀百ドル一分銀三百一十個替。

このことはいかなる結果を生みだしたか。つぎにこのことを問題としよう。

(1) アーブスノットはその反道義性をつぎのようになっている。「例えば、いま若し、フランス政府が貴金屬上の内容にピッタリ合つた価値をもつフランス銀貨を当英国内において目方対目方で英國補助貨幣と交換流通し、即ち五フラン銀貨を出して、一シリング銀貨をえ、しかるのち、その名目価値によつてポンド金貨と交換しようと申し出でたとしたならば、それは途方もない事だと思われるにちがいない。そうしたならば、フランス人は該取引においてシリングの名目流通価値とシリングに含まれた実質的価値との差額、すなわち、八乃至十パーセントを儲けてしまうことになるのは明瞭である。」（高橋前掲論文上 史学十七卷四号）

(2) 安政元年五月（一八五四年六月）ペリー来航時の貨幣談判において幕府は一ドルを銀十六匁、錢一貫六〇〇文と主張した。その根拠はドルの平均重量を七・一二匁、品位八六五、したがって純銀六・一六匁とし、これを当時わが国の地銀質上価格十匁につき通用銀二十六匁（一兩〇六〇匁としての）を規準として換算したものである。したがって一ドル十六匁はほぼ一兩の銀相場六十匁の四分の一に当り、一分（十五匁）と等しいとされた。（ペリー来航後安政条約にいたる貨幣問題の推移についてくわしくは、石井孝前掲論文、岡田俊平、幕末維新の貨幣政策を参照されたい。）なお石井教授は「このドルがメキシコド

ルか、それとも米ドルか不明である。一箇七・一二匁とあるのによれば後者かもしれない」とのべておられるが、七・一二匁は一グレインを〇・〇一七二八匁としてグレインに直すと同四二・〇三グレインとなる。品位八六五とすれば、純量は三五六・四〇グレインとなる。いまわが困當時の試金技術による品位算定を不確実とみなせば、当時標準の米国ドルは一七九二年鑄造の総量四一六グレイン（品位八九八・二純量三七一・二五グレイン）これはA・ハミルトンの報告にもつき、当時北アメリカに流通するスペインドルの平均純量を規準として一七九二年、鑄造開始された標準ドル。これについてはA. B. Hepburn, *A History of Currency in the United States*, 1924, p. 43 及び A. Del Mar, *Money and Civilization* p. 109 et. seq.) から一八三七年の改正により総量四一・二五グレイン（品位九〇〇、純量三七一・二五グレイン）匁にすると七匁一分三厘となったのであるから大体これに一致する（A. Nussbaum, *A History of the Dollar*, 1957, p. 77）。竹越三郎氏も当初は米ドルであったとされており（日本経済史第七卷三〇三ページ）大体通説となつてゐるが、しかしペリーは米航の基地を香港においており、劣悪なる洋銀（スペインドルないしメキシコドル）をもたらしたとも考えられる。この点にはわかに断定しえない。

(3) 新二朱銀の鑄造において幕府の意図したものは、たんに洋銀価値の三分の一切下げにのみあつたわけではない。それはドル価値の切下げ、わが国商品の対外価格騰貴による貿易の抑制をも同時に意図するものであつた。

(4) この間の経過について、くわしくは石井孝「幕末開港当初に於ける新二朱銀の鑄造とその停止の事情」（歴史学研究第九卷八号）。

附記 本研究は昭和三二年九月国際経済学会関西部会における報告に加筆せるものであり、同時に昭和三二年度文部省科学研究費（総合）による研究の一部である。